

山梨県公報

第五百八十号

令和七年

七月十七日

木 曜 日

目 次

告 示

○道路の区域変更……………三八五

○道路の供用開始(二件)……………三八五

○電線共同溝を整備すべき道路の指定……………三八六

○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………三八六

公 告

○一般競争入札について……………三八八

○土地改良区役員の退任及び就任……………三八九

教育委員会

○山梨県立学校処務規程及び山梨県教育事務所処務規程の一部を改正する訓令……………三八九

○教育次長等専決規程の一部を改正する訓令……………三九〇

公安委員会

○運転免許取得者等教育実施者の氏名の変更の届出……………三九〇

○指定講習機関の代表者の氏名の変更の届出……………三九〇

○運転免許取得者等検査機関の代表者の氏名の変更の届出……………三九〇

告 示

山梨県告示第二百二十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和七年八月七日まで一般の縦覧に供する。

令和七年七月十七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 道路の種類 県道

二 路線名 塩平窪平線

三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
山梨市牧丘町倉科字平起五一八〇番一地先から 山梨市牧丘町倉科字平起五一六八番地先まで	旧 六・五 八・七	新 一一・八 二二・〇	二二三・四

山梨県告示第二百二十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和七年八月七日まで一般の縦覧に供する。

令和七年七月十七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	百三十九号	富士吉田市中曾根一丁目三八七〇番四地先から 富士吉田市中曾根一丁目三八六六番一地先まで	四八・〇	令和七年七月十七日

山梨県告示第二百二十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和七年八月七日まで一般の縦覧に供する。

令和七年七月十七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	百三十九号	富士吉田市中曽根一丁目三九〇六番三地先から 富士吉田市中曽根一丁目三九〇〇番三地先まで	二〇・〇	令和七年七月十七日

山梨県告示第二百二十三号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

令和七年七月十七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

道路の種類	路線名	区間
県道	北杜富士見線	北杜市高根町清里字念場原三五四五番六二二七地先から 北杜市高根町清里字念場原三五四五番六一二七地先まで

山梨県告示第二百二十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び峡南建設事務所（身延支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和七年七月十七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

急傾斜地崩 山梨県南巨摩郡身延町下部字横道の区域内の土地のうち、令和四年山

壊危険区域

梨県告示第百六十六号で指定した標柱番号十九号と次の一点を結んだ線、一点から四十七点までを順次結んだ線及び四十七点と同告示中の標柱番号十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

横道		番号	座標
一点	北緯三五度二五分二五秒二三三八 東経一三八度二八分四〇秒七〇五四		
二点	北緯三五度二五分二五秒〇一九四 東経一三八度二八分四〇秒八八九九		
三点	北緯三五度二五分二四秒四九一九 東経一三八度二八分四一秒三五一九		
四点	北緯三五度二五分二三秒九四八六 東経一三八度二八分四一秒七八六三		
五点	北緯三五度二五分二三秒四一三六 東経一三八度二八分四二秒二三五三		
六点	北緯三五度二五分二二秒八七〇八 東経一三八度二八分四二秒六七〇六		
七点	北緯三五度二五分二一秒七八四二 東経一三八度二八分四三秒五三九八		
八点	北緯三五度二五分二一秒二二七八 東経一三八度二八分四三秒九五一五		
九点	北緯三五度二五分二〇秒八七一六 東経一三八度二八分四四秒二七九五		
十点	北緯三五度二五分二〇秒七二八八 東経一三八度二八分四四秒四六三一		
十一点	北緯三五度二五分二〇秒二五〇九 東経一三八度二八分四五秒〇一一一		
十二点	北緯三五度二五分一九秒七二五九 東経一三八度二八分四五秒四七七五		
十三点	北緯三五度二五分一九秒一三四六 東経一三八度二八分四五秒八二八六		
十四点	北緯三五度二五分一八秒五一二三 東経一三八度二八分四六秒〇八一六		

十五点	北緯三五度二五分一八秒四五六四 東經一三八度二八分四五秒六七九六
十六点	北緯三五度二五分一八秒二八〇七 東經一三八度二八分四五秒七二三六
十七点	北緯三五度二五分一八秒〇九九一 東經一三八度二八分四五秒七六九一
十八点	北緯三五度二五分一八秒一三九八 東經一三八度二八分四五秒六八〇六
十九点	北緯三五度二五分一八秒二五九〇 東經一三八度二八分四五秒四七三四
二十点	北緯三五度二五分一八秒二二二二 東經一三八度二八分四五秒四七〇二
二十一点	北緯三五度二五分一八秒一二九五 東經一三八度二八分四五秒五一八一
二十二点	北緯三五度二五分一八秒〇一七〇 東經一三八度二八分四五秒五七二六
二十三点	北緯三五度二五分一七秒九一二九 東經一三八度二八分四五秒六三六八
二十四点	北緯三五度二五分一七秒八七八四 東經一三八度二八分四五秒六三〇五
二十五点	北緯三五度二五分一七秒九三五一 東經一三八度二八分四五秒四七一〇
二十六点	北緯三五度二五分一八秒〇四四九 東經一三八度二八分四五秒三一四〇
二十七点	北緯三五度二五分一八秒一二四三 東經一三八度二八分四五秒二二〇七
二十八点	北緯三五度二五分一八秒五五八四 東經一三八度二八分四四秒八二八七
二十九点	北緯三五度二五分一八秒八八〇六 東經一三八度二八分四四秒五四一〇
三十点	北緯三五度二五分一九秒〇一三五 東經一三八度二八分四四秒七五〇八
三十一	北緯三五度二五分一九秒一九三七 東經一三八度二八分四四秒五五三〇

三十二点	北緯三五度二五分一九秒五五四六 東經一三八度二八分四四秒二七八九
三十三点	北緯三五度二五分一九秒六八一七 東經一三八度二八分四四秒〇二二四
三十四点	北緯三五度二五分二〇秒二一〇八 東經一三八度二八分四三秒五六三二
三十五点	北緯三五度二五分二〇秒三四一二 東經一三八度二八分四三秒四〇七七
三十六点	北緯三五度二五分二〇秒三〇四五 東經一三八度二八分四三秒三四四八
三十七点	北緯三五度二五分二〇秒五三六七 東經一三八度二八分四三秒一三〇六
三十八点	北緯三五度二五分二〇秒五二八五 東經一三八度二八分四三秒〇八六二
三十九点	北緯三五度二五分二一秒二七五三 東經一三八度二八分四二秒四六〇五
四十点	北緯三五度二五分二一秒七五四八 東經一三八度二八分四二秒一一〇五
四十一	北緯三五度二五分二一秒八七六九 東經一三八度二八分四二秒〇二七八
四十二点	北緯三五度二五分二一秒八四五二 東經一三八度二八分四一秒九七六〇
四十三点	北緯三五度二五分二秒二六五三 東經一三八度二八分四一秒六一八九
四十四点	北緯三五度二五分二秒七九八〇 東經一三八度二八分四一秒一六六〇
四十五点	北緯三五度二五分二三秒三三〇八 東經一三八度二八分四〇秒七一三一
四十六点	北緯三五度二五分二三秒八六三五 東經一三八度二八分四〇秒二六〇三
四十七点	北緯三五度二五分二四秒三九六三 東經一三八度二八分三九秒八〇七三

公 告

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二十十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和七年七月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする借入物品等の名称及び数量

(一) 名称 無線LAN関連機器等

(二) 数量 一式

2 調達をする借入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間 令和八年二月一日から令和十三年一月三十一日まで

4 納入場所 知事が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県新価値・地域創造推進局DX課

三 一般競争入札の参加資格 次のいずれにも該当しない者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者

2 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）

4 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）

5 営業に関し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

6 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 この公告の日の翌日から令和七年八月六日（水）まで（山梨県の休日を含め、この公告の日の翌日から令和七年八月六日（水）まで（山梨県の休日）を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県新価値・地域創造推進局DX課

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所 四3に掲げる場所

2 入札説明書の交付方法 この公告の日の翌日から令和七年七月三十一日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四3に掲げる場所において直接交付する。なお、入札説明書の交付を希望する者は、事前に六9(三)の間合せ先に電話連絡すること。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 令和七年八月二十七日（水）午後一時三十分

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁北別館四階マルチメディアルーム

5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県新価値・地域創造推進局DX課宛に令和七年八月二十六日（火）午後五時までに到着するよう送付すること。

6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があつたとき。

(三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

7 落札者の決定方法 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内

で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 免除

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 最低制限価格の有無 無

6 前払金の有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することがある。

9 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に三から六までのいずれかに該当する者となった場合は、契約を締結しない。この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県新価値・地域創造推進局DX課（電話〇五五―二二三―一四一九）

※ Summary

1 Nature and amount of services required: Equipment for Wireless LAN System 1 set

2 Date and time for tender: 1:30PM August 27, 2025

3 Bureau in charge: DX Division, New Value and Regional Creation Promotion Bureau, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1419

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、龍岡

土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
令和七年七月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	野口一	韮崎市龍岡町下條東割千四百六十四番地	令和七年六月二十九日
同	上野和浩	韮崎市龍岡町下條南割六番地	同

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	志村圭一	韮崎市龍岡町下條東割九百三十五番地一	令和七年六月二十九日
同	中島保	韮崎市龍岡町下條南割百八十七番地	同

教育委員会

山梨県教育委員会訓令甲第七号

庁 中 一 般
教 育 事 務 所
県 立 図 書 館
県 総 合 教 育 セ ン タ ー
県 立 学 校

山梨県立学校処務規程及び山梨県教育事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年七月十七日

山梨県教育委員会

教育長 萩 野 智 夫

山梨県立学校処務規程及び山梨県教育事務所処務規程の一部を改正する訓令
(山梨県立学校処務規程の一部改正)

第一条 山梨県立学校処務規程(昭和三十六年山梨県教育委員会訓令甲第四号)の一部を次のように改正する。

第六条第一号及び第六条の二第一号中「並びに週休日の振替」を「週休日の振替」に改め、「含む。」の下に「並びに休憩時間の設定」を加える。

(山梨県教育事務所処務規程の一部改正)

第二条 山梨県教育事務所処務規程(昭和四十三年山梨県教育委員会訓令甲第三号)の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「並びに週休日の振替」を「週休日の振替」に改め、「同じ。」の下に「並びに休憩時間の設定」を加える。

第六条の二第二号中「並びに週休日の振替」を「週休日の振替並びに休憩時間の設定」に改める。

附 則

この訓令は、令和七年十月一日から施行する。

山梨県教育委員会教育長訓令甲第二号

庁 中 一 般

教育次長等専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年七月十七日

山梨県教育委員会

教育長 萩 野 智 夫

教育次長等専決規程の一部を改正する訓令
教育次長等専決規程(昭和三十二年山梨県教育委員会教育長訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「並びに週休日の振替」を「週休日の振替」に改め、「同じ。」の下に「並びに休憩時間の設定」を加える。

第五条第二号及び第七条第二号中「並びに週休日の振替」を「週休日の振替並びに休憩時間の設定」に改める。

附 則

この訓令は、令和七年十月一日から施行する。

公安委員会

山梨県公安委員会告示第七十五号

運転免許取得者等教育の認定に関する規則(平成十二年国家公安委員会規則第四号)第七條第一項の規定により、株式会社塩山自動車教習所から代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年七月十七日

山梨県公安委員会

委員長 飯 室 元 邦

一 変更後の代表者の氏名 山本 行徳
二 変更年月日 令和七年五月二十三日

山梨県公安委員会告示第七十六号

指定講習機関に関する規則(平成二年国家公安委員会規則第一号)第四条第一項の規定により、株式会社塩山自動車教習所から代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年七月十七日

山梨県公安委員会

委員長 飯 室 元 邦

一 変更後の代表者の氏名 山本 行徳
二 変更年月日 令和七年五月二十三日

山梨県公安委員会告示第七十七号

運転免許取得者等検査の認定に関する規則(令和四年国家公安委員会規則第八号)第八條第一項の規定により、株式会社塩山自動車教習所から代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年七月十七日

山梨県公安委員会

委員長 飯 室 元 邦

一 変更後の代表者の氏名 山本 行徳
二 変更年月日 令和七年五月二十三日